

計量法（平成4年法律第51号）第135条第1項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第159条第1項第18号の規定に基づき公示する。

令和3年8月10日

計量法第135条第1項に規定する指定校正機関の指定

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関の名称及び住所	特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地
ベリリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地
けい素標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの		
ジルコニウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの		